

キム・チョンミ 著

『水平運動史研究——民族差別批判』

渡辺俊雄

はじめに

部落史の研究が今、それぞれの時代で新しい段階を迎えているように思う。これまでの部落史研究の枠組みが再検討され、新たに見えてくる事実から新しい部落史が再構成されようとしている。

水平運動史の研究もまた例外ではない。(仮称)「水平社歴史館」を中心として、米田富・阪本清一郎・木村京太郎資料などの整理が進むにもなつて、水平運動史における多くの従来の定説がくつがえされようとしている。

本書もまた、そうした水平運動史研究の定説のひとつ、「全国水平社は最後まで、一貫して戦争に反対した」という定

説をくつがえす大きなインパクトを持った著書であることは間違いない。

筆者本人にすればあいかわらず日本人の反応が鈍いといらいらし、本書を刊行してどれだけ意味があったのかと思われているかも知れないが、真面目に問題を考えようとしている研究者には、まことに深くこたえていると思う。その衝撃が激しかっただけ、容易には答えられないことを感じているのである。

まず本書の目次を示すと、以下の通りである。

序章 侵略の時代をおわらせるため

に

第一編 東アジア史における水平運動

第一章 東アジア史における全国水平

社大会

第二章 「二元号」、水平厩、西厩、「皇紀」

第三章 民族差別と部落差別について

第四章 「国民融和」と「大東亜民族協和」

第五章 アイヌモシリ植民地化と部落

「解放」運動

第二編 民族差別を内包した部落「解放」運動批判

第六章 「反部落差別・アジア侵略」

批判

第七章 だが、かつての「大日本国一等軍医監」を「解放の父」としたのか

第八章 だが、なぜ、いつわりからの再出発を許しつづけたのか

第三編 水平運動史研究(批判にいつこたえるのか)

第九章 「侵略戦争そのものがあるがままに受容する」とはどういうことなのか

第一〇章 「告発の限界を止揚する」という日本人があらわれた

第二章 民族差別者・戦争協力者を

いつまで「解放の父」としてお

くのか

結章 ことば・存在・関係

補章 われわれが知らなければなら

ない日本近現代史

松本治一郎の戦争協力

もつとも、全国水平社の戦争協力の事実については、すでに秋定嘉和「被差別部落と天皇制の問題」(『解放教育』一〇三号、一九七八年十二月)や藤野豊「部落厚生皇民運動」史論(『部落解放研究』六〇号〜六二号、一九八八年二月〜七月)に論及があり、本書が初めてというわけではない。

また水平社の戦争責任・戦後責任の問題をどうとらえるかという問題に関して、尹健次(ユン・コンチャ)「被差別者にとつての「国民」概念」(『部落解放研究』七〇号、一九八九年一〇月)で指摘されているし、キム・チョンミ自身の見解はすでに「朝鮮独立・反差別・反天皇制」(『思想』一九八九年一二月号)で示

されていた。

△本書についての書評がすでにいくつか書かれているが、その多くが本書にして初めて水平社の戦争協力・戦争責任の問題が提起されたかのように述べているのは、書評を書いた論者の不勉強を示すものである。▽

もちろん、そうではあるのだが、本書を含めてキム・チョンミの論文が読者に大きな「衝撃」を与えたのは、これまでの議論では水平社全体が戦争協力に傾くなかで最後まで戦争反対の姿勢を守り続けてきたと評価されてきた松本治一郎に對しても思い切った批判の矢が向けられたからであろう。

この戦時下の松本治一郎をどう評価するのかについては、キム・チョンミと藤野豊の間で意見の違いがあるが、二人の議論は必ずしもかみ合っていないようである。

藤野は朝田善之助や北原泰作・松田喜一・野崎清二らに代表されるいわゆる「部落厚生皇民運動」と、松本治一郎・田中松月らの全国水平社との違いを意識し、

前者がより積極的に侵略戦争に協力し推進したのに対して、後者は侵略戦争を「あるがままに受容した」にすぎないと評価する。

これに対して、キム・チョンミは「わたしは、松本治一郎氏や北原泰作氏らをファシストそのものであったともなかつたともいつてはいない。松本治一郎氏や田中松月氏らと北原泰作氏や朝田善之助氏らと、どちらがよりファシストに近かつたかという問題は、かれらのすべてが「八紘一宇」「君民一如」「挙国一致」を主張し、被差別部落民をアジア侵略に煽動したという事実のまえでは、さして重要な問題ではない」(本書、六一九頁)としている。

藤野が社会思想史の立場から細かな思想的な違いを大事にして議論する姿勢も分らないではないが、キム・チョンミが実態としては水平社の影響力のほうが圧倒的に大きかったと指摘しているのは是認できる。

戦争協力と戦争責任

しかし、議論がすれちがっていることと、その議論じたいの意味がないということとは違う。二人の議論は、次のような問題を提起している。いや、問題の提起したいはずでにされていたが、今や誰にも避けられないものとして突き付けられた。

第一は、戦前の水平社あるいはその指導者たちの戦争協力の実態はどのようなものであったのか、あらためてその解明が求められている。誰が、そのような形で、いつごろから戦争協力を転じていったのか。それはいわゆる転向だったのか、非転向だったのか。それとも偽装だったのか。それは他の社会運動と比較してならんかの特徴があったのか、なかったのか。例えば、松本治一郎の場合はどうだったのか。

じつは水平社の指導者だけではなく、部落の大衆一人ひとりが戦争とどうかかわってきたのかは、これまで地域の部落史をまとめる作業のなかでも、十分には

掘り起こされていない。本格的な労作としては、熊本県の来民村の『満州』開拓団の歴史をまとめた『赤い黄土』があるくらいである。その他に触れられている場合でも、戦争中の生活を「苦しかった」「敵しかった」という意識のみ、どうしても振り返りがちだが、実態ははたしてどうだったのか、あらためて明らかにする必要があるのであるように思われる。

この点では、広島県水平運動史研究会がまとめられた『写真と史料が語る広島の人権のあゆみ―水平運動とその周辺 一八九四―一九四五』は、広島における在日朝鮮人や日本の植民地支配と部落・融和事業の関連などをきつちりと視野に入れたすぐれた冊子として評価されるだろう。

第二は、戦争協力のありようがいかなるものであったにせよ、アジアを植民地支配してきた帝国主義日本の国民としてその戦争責任は免れないという視点から、もう一度部落解放運動史を問い直すこと、あれこれ戦争協力の程度を議論する前に、まずそのことを自覚すべきだと

いうことである。この点で、松本治一郎について、谷口修太郎が「日本社会に生まれ育った人間の一人として、責任を免れないことは言うまでもない。さらに、差別をなくすことを目的とした全国水平社の最高責任者であったという点で、また選ばれた代議士という立場で一般の国民よりもさらにその政治的責任が重かった」(部会報告/近現代史部会「研究所通信」一五六号、一九九一年一〇月。ただし文責―事務局)と論じているのは、今日形成されつつある、ほぼ共通した評価と考えていいだろう。

いくつかの私事

しかし本書は、松本治一郎の戦争責任を他人事のように論じているわけではないし、その様に読むとすれば、おそらく筆者の本意には沿わないだろう。本書の中では、私自身がかわった過去の記述の問題点が指摘されている。率直にかつ詳細に指摘して下さったことに、個人的には感謝している。

それ以外に、個人的には次のような点

を深めなければならぬだろうと感じている。

例えば、一九八一年六月の『部落解放研究』二六号に掲載した「泉野利喜蔵の足跡」で、一九四二年に亡くなる泉野の晩年について以下のように書いた。

一九四一年一月、泉野は三たび堺市議選に立候補して当選する。だがその前年一二月、紀元二千六百年奉祝全国融和団体連合大会に大阪府公道会の堺支部参与の肩書きで出席していた泉野利喜蔵は、熱をこめて「肇国精神の発揚、大政翼賛、臣道実践、公益優先下、我々の生活態度、今後の進むべき方向は明にされたのであります」と語っている。その晩年の泉野利喜蔵をどうとらえ、今のわれわれの糧とするか、まだ整理されていない。

実に曖昧であるが、私には当時から晩年の泉野がかなり積極的に戦争熱を煽っていたことは明らかであった。またそのこと自体を無視するつもりはなかったが、そのことをどう考えるか。戦争にも

積極的に協力したと言うだけでは、なにごとも言っていないに等しいように思う。依然として、私の課題である。

一九八三年、南王子水平社創立六〇周年を記念する事業の一つとして、『吾等の叫び』が編集され、その編集に私も関わった。戦争との関連では、「戦争と部落差別」という節を起し、「同和奉公会への改組」「中国大陸への移住」「トラホームの治療」「厚生道場」「戦争と部落差別」の項を立てたり、シンガポール「陥落」祝賀行事の写真なども収録して、当時なりに戦争の問題を考えようとしていたことがうかがえる。しかし「青年団が満州移民の問題に取り組みます」(二二二頁)などといった第三者的な表現をいま読み返してみると、まことに恥ずかしい思いがする。

周知の通り、かつての南王子村には戦前から多くの在日朝鮮人が居住していた。『吾等の叫び』では、その経過や部落問題との関わりなども明らかにしたいと考えたが、わずかに「在日朝鮮人の定住」という一項を書いたにすぎない。勉強不

足から最近知ったが、一九五九年二月の『朝鮮問題研究』三巻一号には「調査/大阪府泉北郡朝鮮人集団居住地域の生活実態」が収録されている(朴慶植ハパク・キョンシユク)ほか『体験で語る解放後の在日朝鮮人運動』。当時からもつとはつきりとした問題意識を持ち、資料を探そうとしていたら、別な記述になっただろう。

また金英達(キム・ヨンダル)『GHQ文書研究ガイド』に収録されている資料「朝鮮人の教育闘争の再燃状況について」には、やはり八坂町(旧南王子村)の子どもたちも通っていた小学校の事例が載っている。部落の側からだけでなく、関係する資料にひろくあたっていくことから、これまでとは別の新しい部落史、解放運動史を書かなければならないと思う。

本書が提起した問題

本書が提起した問題を今の時点で私なりに総括すれば、以下のようなことになる。

第一に、従来の部落史・解放運動史研究の、ある意味で安易な姿勢、あるいはそうした研究に乗った教育・啓発のあり方が批判されているように思う。今回キム・チョンミが書いた諸論文で引用されている資料の多くは、確かに比較的使用がしやすく、誰もが見ようと思えば見られる資料だった。にもかかわらず、問題意識が希薄だったことが根本だと思いが、誰も見ようとしてこなかった。多くの人が、そして研究者までが、原典の資料に当らず、松本治一郎が想像以上に深く戦争政策に関わっていたことを見逃し、通説に従って議論してきた側面が強い。そうした姿勢を、キム・チョンミに見事に批判されたと思う。

八ちなみに、本書へのいくつかの書評で、あたかも部落解放運動が自己の恥部を隠すために資料の閲覧を制限し隠蔽してきたかのような、例えば、桂秀実の『情況』一九九四年七月号などの発言は、これまでみずから部落問題の資料を見る努力をしたこともないことを暴露し、偽りの批判を広げる許し難いものである。

のである。

△この点を忘れて、キム・チョンミと藤野との論争をどう考えるかという範囲でこの論争を見ている限り、本書を他人事のように読むことになるし、本書の弱点をあげつつらって事足りたりしたり、逆に自らの問題を棚に上げキム・チョンミの尻馬に乗って、この時とばかり部落解放運動への批判に走るといった醜態をさらけ出すことになる。▽

第四に、本書はいくつかの点でこれまで曖昧にされていた史実に関して、新しい見解を示している点で注目される。例えば、これまで一九二九年一月に松本治一郎の下獄に際して写したと考えられてきた集合写真があるが、これは一九二八年一月の写真ではないかと疑問を提示している。こうした点についても、検討してみることがあるだろう。

具体的な課題

本書の意義を以上のように考えると、次に具体的にしなければならぬ課題が見えてくるように思う。

る。▽

ただしこの問題には、私はけっしてそれでいいと弁解するつもりはないが、ある種これまでの部落史研究が抱えてきた矛盾が反映しているように思う。部落史研究が歴史研究の中で必ずしも正当な評価をされず、薄い研究者の層のなかでやってきた。しかも、現実の解放運動からは常に運動への献身が求められ、善意であればあるほど研究よりは啓発に追いつくられるという状況がないとは言えない。

そうした現実の部落解放運動と密着して歴史研究がされてきたことは部落史研究の強さでもあり、弱さでもあった。戦争協力の問題に限らず、例えばいわゆる「解放令」にしても、上杉聰が原典に当たると、大政官布告「第六十一号」という名称が俗称であることがわかり、すぐに従来の研究水準を突破してしまうという状況があったし、今もあることは間違いない。

第二は、水平運動史を総括するうえで、これまでのフアシズムか反フアシズムか

第一には、本書で私も含めて多くの研究者の叙述や活動家の発言の誤りや不十分さが数多く指摘されている。指摘された点について、まず自らがその箇所を読み直し、再点検し、訂正の必要があればあらためて論文を書くとか、機会を作って訂正するとか、キム・チョンミからの批判に具体的に、誠実に答えていくことが必要であろう。それが、まず第一歩であり、そうした実践のなかから相互の実りある論争ができる信頼関係が生まれてくる。そして、こうした実践は、すぐ誰にでもできる。

第二には、戦争協力の問題に限らず、部落史研究の全般にわたって質を向上させるために努力する必要がある。それは個人としてもだが、たとえば研究所という組織としてそういう機会を保障することが必要になる。具体的には、全国の部落史研究者の集会を実現することなどが上げられるだろう。

またそうした研究の成果を運動や教育、啓発に還元する、あるいは運動や教育、啓発にかかわる人びとと一緒に議論

という評価軸だけでは不十分で、侵略か反侵略かというもう一つの軸を設定しなければならぬとした点であろう。日本の植民地支配という現実を抜きにしては、歴史的な評価はできない。

例えば、戦前の水平運動と衡平運動は、前者が植民地本国の運動として、まがりなりにも部落改善事業や融和教育が取り組まれた状況のもとで闘われたのに対して、後者は植民地からの独立という課題を抱え、しかも同和事業・教育に類する取り組みがまったくない状況で闘われた点で、両者を安易に比較することはできないだろう。

第三は、そうした問題をこれまで研究してこなかった、あるいは自己の研究のうえで軽視してきた研究者の責任が厳しく問われたという点である。

キム・チョンミは、必ずしも松本治一郎だけを批判しているのではない。水平運動と戦争の問題、侵略の問題、植民地支配の問題を突き詰めてこなかった戦後の部落史研究者の姿勢を、松本の評価をとりあえずの論点として、批判している

する場所を意識的に作っていく必要があるかもしれない。

第三には、そうした時に、在日朝鮮人研究者を含めた共同研究などを組織することが考えられる。例えば、次年度から本格的に始まる「大阪の部落史」編さん事業のなかで、「大阪の部落における在日朝鮮人」「水平社と戦争協力」といったテーマを設定し、在日朝鮮人研究者を組織することも考えられる。

第四には、水平社の戦争協力の実態の解明という課題はさらに緻密な研究をそれとして積み重ねるとして、一九九五年が日本の敗戦から五〇年に当たることを考え、水平社の戦争責任、あるいはその伝統を引継ぐ今日の部落解放運動の戦後責任について、なんらかの形で明らかにすることを運動体へ働きかけることはできないだろうか。

いくつかの批判

以上、本書からは学ぶべき点も多いし、これまでの部落史研究を問い直す強い刺激を受けたことも間違いない。同時に、

率直に言っていくつかの点に関しては、批判を持っていて。

第一は、差別観の問題と言えるかもしれない。例えば「侵略地の民衆にたいする暴力にくらべるならば、「皇軍内部の非人間性・暴力性は、軽微なもの」(八四頁)と述べている点については、にわかには同意できない。確かに、そういう実感を否定するものではない。しかしどの差別でも、当事者にとっては当事者が受けている差別が一番重たいというのが実感ではないだろうか。部落出身者にとって民族差別は在日朝鮮人と同じようには実感できないように、おそらく在日朝鮮人には部落差別を実感として感じることは難しいのではないか。それを先のようにどちらが重い、軽微だと言いだめると、これはお互いの対立の論議になってしまふ。

著者は別のところで、部落差別と民族差別は「質が違う」(二六一頁)と書いているが、この視点を全体に貫き通すことが必要だったのでないだろうか。

第二は、大衆運動観とも言うべき点

である。第一のことに密接に関連するが、部落解放運動にとっても「民族差別との闘いが根本課題」(五八〇頁)だというのは明らかにおかしい。たとえそれを、一九五一年当時の地方行政との闘いと限定しても、承服できない。

部落解放運動は、部落差別をなくすことを共通の基盤とする大衆運動なのである。部落解放運動にとって根本的な、第一義的な課題は、あくまでもいつでも部落差別との闘いである。それを取ってしまつては、大衆運動としての部落解放運動は成り立たない。これは当然のことではないか。

と言って、部落解放運動にとって民族差別に限らず、他の差別との闘いを無視していいとか、ないがしろにしていいと言っているわけではない。特に現代のようになんかさまざまな差別が錯綜し合ひ、錯綜し合っている差別の構造それ自体が問われている時には、これまで以上にさまざまな差別とどう闘うかは重要になってくる。しかし、それも強いて言えば、部落解放運動としてはあくまでも部落差別を

なくすうえで他の差別とどう闘うかが問われる。それを抜きにして一般的に差別と闘うといった方針には反対だし、それではもはや部落解放運動ではなくなってしまう。

△本書に関するいくつかの書評を読むと、過去から現在にまで至る部落解放運動が民族差別と闘ってこなかったから全部否定されるべきだと考えている論者がいるようだ。本書の筆者は必ずしもそう考えているわけではないかもしれない。しかし、本書にはそう誤って読まれても仕方がない弱さがある。部落史の研究や解放運動に関わってきた者が、本書が提起する重要な問題に賛同しながら、どこか違和感を感じるのには、そうした点かもしれない。部落解放運動はまず部落差別とどのように闘い成果を上げたかという点から評価されるべきだろう。▽

同じような問題は、天皇(制)との闘いについても言える。著者は天皇(制)のもとで真の民主改革はないと言う(七三六頁)。「真の」民主改革はないと言われればそうかもしれないが、大衆運動と

しては「真の」改革でなくても、一歩でも前に進む改革であれば、そうした道を選択することはあり得る。その一歩が「真の」改革に発展するように努力するのは、それぞれの組織の内部にいる自覚的な活動家の任務である。

だからと言って、一般的にそのような命題を出されては、大衆運動は不可能になるだろう。

第三は、人間観に関わる問題である。筆者はしばしば松本治一郎や他の活動家、研究者を「ウソつき」「差別者」「思想と感性の頹廃ぶり」と言つて批判するが、はたしてこうした批判は有効なのだろうかという疑問に襲われる。

確かに、民族差別を差別として感じ意識してこなかった日本人の意識は、私を含めて問われるべきだ。しかし、多くの日本人は意識して差別を見ないふりをしてきたわけではなく、また意識してウソをついていたわけではないだろう。自分を差別者と自覚しないで、多くの在日朝鮮人を傷つけてきたのである。

だから、責任がないと言いたいのでは

ない。だからこそ、よほど問題は深刻なのである。

私自身は本書で、オール・ロマンス事件についてそれが民族差別の内容を持ち登場人物の多くが在日朝鮮人であることを明記していない場合があると指摘されている。私自身は、その事実を意図的に隠そうとして書かなかつたことは一度もない。しかし、どんなに少ない字数でもそのことに触れなければならぬと自覚していたわけでもない。できるだけ書くようにしているが、場合によって、あるいはその時の気分によって、書かない時もあった。その程度の自覚しかなかつたのである。それを「ウソつき」だという形で批判されるとすると(私自身は本書ではそう言われてはいないが)、「ちょっと違うんだけどな」と言いたくなる。

先に個人的な例として触れた泉野利喜蔵は戦争中に死んでしまったが、泉野がもし戦後生きていたとしても自分の戦争責任をはっきりと自覚したとは考えにくい。戦争政策に協力することが民族差別を強めることになるという自覚はほとんど

どなかつたように思うし、主観的には民族協和をうたうことが民族差別をしないことだったに違いない。自己のなかでは、戦前も戦後も一貫して部落差別と闘ってきたと意識し、戦前と戦後の断絶を意識することもほとんどなかつたのではないかと想像する。それは少なくとも主観的には「ウソ」ではなく、「ウソつき」と言つてしまつては、かえって泉野利喜蔵の意識も含めた個人史は描けないではないかと思う。

また小さな事かもしれないが、筆者は松本治一郎が戦後も皇国史観の持主だったという論拠として、『部落解放史』ふくおか「六一号に資料として掲載された松本の演説を引用している(五一九頁)」。松本は、部落民とはどういうものかを説明するのに、部落民は「神武」が征服する前から九州に住んでいた先住民族の末裔だと、持論を述べている。「神武」も実在ではないし、部落民≡先住民族も歴史的事実ではないが、松本はここでだから天皇の支配は不当だと言いたかつたのではないか。

人間は時として、自覚していなくても元号を使ったり、皇国史観のしつぽをぶらさげていることもあるだろう。だからよほど意識的に対決していかなければならないのだが、そうしたしつぽを付けているからといって、皇国史観の持主だと決め付けるのはどうかと思う。なお松本は「神武天皇」という言い方をしていない。松本は「神武」を天皇とは認めていなかったかもしれない。

第四は、歴史観にかかわることである。筆者の過去の水平運動や水平運動史研究に対する批判は、今日の時点ではおおむね妥当なものだと思う。しかし時に、あまりにも今日的な視点から過去の運動や研究を批判することがないだろうか。

筆者にすれば日本の敗戦直後から、過去の植民地支配の悪業は暴露されていたのだから、日本人は民衆の戦争責任という問題に気がついて当然だった、そこに「思想と感性の頹廃ぶり」があると言おうだろう。数少ないかも知れないが日本の戦争責任を問題にする論調がなくてはなかつた。それは確かにそうではあるが、大

衆運動の指導者が個人的にある社会問題を問題として自覚すること、それが大衆運動の課題になることには違いがあ

る。その点で、ここ一〇数年まえから教科書問題を大きな契機として日本の戦争責任、さらに民衆の戦争責任という問題が社会的に問われてきたことは、やはり大きな状況の変化である。それ以前の運動・研究とそれ以後の運動・研究を同じように批判することは、あまり正当とは言えない。

部落解放運動は長い間、部落問題の解決が「国民的」課題だと言いつつ続けてきた。この点については、尹健次も批判している。今後もおお、部落民は日本人「なんだから」差別は不当だと言いつついとは必ずしも思わない。しかし、部落解放運動は「どうして同じ日本人なのに、おれたちは差別されるのだ」という実感から始まったとして、それを民族差別を内包していると批判するのは当たらない。大衆運動は、そうした大衆の実感からしか始まらない。しかも、それこそ多

くの日本人が部落民は日本人ではない異民族のように思い、自分の問題と関係ないと思つぽを向いていた時に、部落問題の解決は「国民的」課題だと、多くの日本人に投げかけたことは、至極当然のことではなかつたか。

ただし、いつまでもそのレベルでいいと言っているわけではない。事実、部落解放運動は、部落問題の解決は「国民的」課題だと言明した国の同和对策審議会の答申が出た一九六五年からわずか一〇年ほどで、そうした差別的撤廃を「国民」か否かで問うレベルを突き抜けて、国際人権規約の批准運動を提起し、その事務局を担い、政府をしてその批准にまで追い込んでいったのではなかつたか。

第五は、本書での資料の扱い方についてである。本書に対しては、おおむね実証的だとする評価が高い。確かに、多くの資料にあたり、それを組み立てながら論を進めている点で、すぐれた水準を示している。

しかし、資料を紹介するにあたって、自らの論を証明するのに急で、自説に反

する資料への配慮が欠けている点が気になる。本来、実証的とはそうした自説に反する資料も踏まえ、自説とは違う評価にも配慮しながら論を進めることを言うのだと思う。

例えば、著者は概括して部落解放運動は戦後も民族差別を内包していたと批判するが(二二頁)、部落解放全国委員会の結成とともに採択した行動綱領に「人種・民族・国籍による差別待遇絶対反対」とあるのはどう評価するのだろうか。私は、だから解放委員会が民族差別の問題を十分理解していたと言いたいのではない。しかし、戦後の解放運動を先のように規定するのであれば、行動綱領の評価にも触れてからでよかつたのではないか。

さらに、筆者は松本治一郎は戦後も天皇の存在を全肯定していたとされるが(五一―六頁)、「資料 占領期の部落問題」には、国際極東軍事裁判の判決の日に時事通信の記者に「天皇が国の象徴として残るのは危険であり、今生きているすべての人は天皇の存在など必要としない」と語った記事(18頁)や、熊本県の

水平社以来の活動家に「天皇制は、人民共和政府を実現するために、直ちに根本的に廃止されるべきである。このために、私は絶え間なく闘い続けるだろう」と書き送った手紙も掲載されている(68頁)。

第六は、筆者の批判は藤野豊とか谷口修太郎など、松本治一郎の戦争責任について比較的良心的な発言をしている研究者に、より厳しく向けられている。良心的であれ、不十分であれば批判することの意味がないとは思わない。しかし論争は、相違点を際立たせると同時に、共通点を見極めながら進めるのでなければ、全体として前進しないのではないだろうか。

誤解のないように付け加えれば、批判を手控えるべきだと言いたいのではない。この問題についてもっとも積極的に発言するからこそ目立つのだが、批判が向けられてしかるべき研究者はもつといるだろう。問題は研究者個人にだけあるのではなく、これまでの部落史研究全体のありかたにかかわるのだとすれば、なおさらである。

以上、最後は批判がましいことも述べたが、それは本書の意義をいささかも否定するためではない。本書が提起した部落解放運動や部落史研究にたいする批判を熱いエール、ラブコールと受け止めた

(一九九四年、現代企画社、A5版・七七一頁、九、〇〇〇円)